

金沢市体験・滞在型店舗誘致促進事業補助金交付要綱

(平成30年6月25日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の中心商店街の新陳代謝を促進し、にぎわい創出と空き店舗の解消を図るため、集客力があり、周辺地域に経済的な波及効果がある体験・滞在型店舗の新設に要する経費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心商店街 別表第1に掲げる商店街振興組合及び振興会の区域をいう。
- (2) 波及効果 体験・滞在型店舗の出店により、近隣商店等への買い回りが生じるなどの効果をいう。
- (3) 体験・滞在型店舗 体験型店舗又は滞在型店舗をいう。
- (4) 体験型店舗 運動施設又は運動を促進するための施設を有し、当該施設において利用者にサービスを提供する店舗をいう。
- (5) 滞在型店舗 居心地の良い滞在空間を創出する複合型店舗であって、次のアからウまでのいずれにも該当する小売店をいう。
 - ア 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する中分類57織物・衣服・身の回り品小売業、中分類58飲食料品小売業、中分類59機械器具小売業又は中分類60その他の小売業のうち2以上の中分類に属する小売業を行う店舗であること。
 - イ アに掲げる中分類のうち一つの中分類に属する小分類に規定する商品の取扱品目数の割合が全体の5割以上であること。
 - ウ 石川県内において初の出店であること。
- (6) 新規雇用者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として事業者には雇用された者のうち、次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。
 - ア 本市の区域内に住所を有する者であって、体験・滞在型店舗の新設に伴い、第5条第2項の規定による通知があった日から店舗の開業日までの期間（イにおいて「開業準備期間」という。）内に新規に雇用されたもの
 - イ 体験・滞在型店舗の新設の際に、既に事業者には雇用されており、かつ、本市の区

域外に住所を有していた者であって、当該新設に伴い、開業準備期間内に本市の区域内に住所を移したもの

(補助金の交付)

第3条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する者に対して、毎年度予算の範囲内で交付する。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当する体験・滞在型店舗でこの要綱の目的に適合するものとして市長が認めるものを新設する者であること。

ア 中心商店街内の建物への新規出店であること。

イ 本市の区域内からの移転でないこと。

ウ 当該体験・滞在型店舗が、建物の一部区画を借り上げて営業する店舗で、当該建物の所有者又は管理者と契約期間が1年以上の賃貸借契約を締結していること。

エ ウに規定する契約に係る店舗部分の面積が200平方メートル以上である階層が1以上あること。

オ 当該体験・滞在型店舗が出店する建物が、この要綱の施行の日までに供用されていること。

カ 中心商店街に不足している業種の店舗として市長が認める店舗であること。

(2) 市税を完納していること。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、体験・滞在型店舗の新設に要する経費で、別表第2の左欄に掲げるものとする。

2 補助金の額は、別表第2の左欄に掲げる補助対象経費の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に定める補助金の額（その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、その額は、それぞれ同表の右欄に定める限度額を超えないものとする。

(体験・滞在型店舗の新設の認定)

第5条 体験・滞在型店舗の新設をする者で補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ体験・滞在型店舗新設認定申請書（別記様式）により市長に申請し、当該新設が体験・滞在型店舗の新設である旨の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る新設が体験・滞在型店舗の新設であると認定したときは、その旨を当該申請をした者に

通知する。

3 市長は、第1項の認定をしようとするときは、第7条に規定する金沢市体験・滞在型店舗誘致促進事業適用審査会の意見を聴かなければならない。

(適用除外)

第6条 補助金は、次に掲げる者に対しては、交付しない。

(1) 体験・滞在型店舗の新設に関し、他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けた者

(2) 本市のまちづくりに関する条例等の規定に従わない者

(金沢市体験・滞在型店舗誘致促進事業適用審査会)

第7条 第5条第3項の規定による諮問に応じ体験・滞在型店舗の新設の認定の適否について審査するため、金沢市体験・滞在型店舗誘致促進事業適用審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織等)

第8条 審査会は、委員若干人で組織する。

2 委員は、学識経験者、地域の代表者又は本市の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に滞在・体験型店舗の新設をする者について適用する。

3 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに体験・滞在型店舗を新設した者については、同日後も、なおその効力を有する。

別表第 1（第 2 条関係）

片町商店街振興組合 横安江町商店街振興組合 豎町商店街振興組合 尾張町商店街振興組合 武蔵商店街振興組合 近江町市場商店街振興組合 香林坊商店街振興組合 広坂振興会 柿木島振興会 彦三商店街振興組合

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象経費の区分	補助金の額	限度額
店舗の内外装工事に要する経費 （当該店舗の階層部分の外壁又は内装の工事、道路に面する部分のショーウインドーの整備工事その他市長が必要があると認める工事に係るものに限る。）	経費の 3 分の 1 以内の額	20,000,000円
新規雇用者に要する経費	新規雇用者で当該体験・滞在型店舗において 1 年以上継続して雇用したものの人数に 500,000 円を乗じて得た額	5,000,000円

別記様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 所在地

事務所名

代表者名

㊟

体験・滞在型店舗新設認定申請書

金沢市体験・滞在型店舗誘致促進事業補助金交付要綱第5条第1項の認定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 店舗の名称
- 2 所在地
- 3 新設（開店）予定日